

令和2年度第1回秋田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会会議録

日 時：令和2年8月4日(火) 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：秋田市役所 研修棟2階 第1, 第2研修室

出席者：委員16人

事務局 地域福祉推進室

東海林室長、鎌田参事、秋山副参事、高橋副参事、大淵副参事、
加藤副参事、進藤主席主査、佐々木主査

欠席者：尾野 恭一委員、進藤 香代子委員

【議事】

(1) 第4次秋田市地域福祉計画の令和元年度取組状況および令和2年度取組予定
主な意見

(黒崎委員)

○高齢者生活支援体制整備事業については、地域包括支援センターを中心に取り組んでいるが、生活支援の課題は多岐にわたるため、制度の狭間に位置する方々へのケアは難しい。とりわけ介護支援となると、地域住民では関わるのが難しく、コミュニティソーシャルワーカーが地域に入って支援体制を作ることが今後必要になってくる。関係分野の方々によりしくお願いしたい。

(蓬田委員)

○資料1の「2 主な取組指標に関する実績」について、評価が横ばいとなっている項目が67.7%と多くを占めているが、どのような要因があるか。

(事務局)

○資料1別添資料の「2 主な取組指標に関する実績」に、具体的な指標を示しており、策定時実績の概ね20%の増減で推移している項目は横ばいと評価した。

(船木委員)

○アウトリーチ支援員は何名配置しているのか。

(事務局)

○令和2年度から1名を専門職として配置している。

(船木委員)

○1名で秋田市全域をカバーしているのか。

(事務局)

○今年度まずは地域包括支援センター等とともに、ひきこもりの状態にある方および関わりのある方が抱える課題への対応から進めている。

(船木委員)

○4月からの4か月間で、地域包括支援センターと連携して対応したケースはあるか。

(事務局)

○年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響で活動に制限があったが、少しずつ活動始めたところである。実際にひきこもりの状態にある方の世帯を訪問し、直接対象者には会えてはいないが、同居している親族の方からお話を聞いたりして少しずつ関係を構築している事例がある。

(2) (仮称) 秋田市再犯防止推進計画の策定について

(遠藤委員)

○資料3の3ページで、秋田市における検挙人員のうち65歳以上が3分の1を占めるとあるが、資料3の9ページで就労の確保として協力雇用主に挙がっているのは建設業者である。経験がある業種かもしれないが、65歳以上では肉体的に厳しい。若い方向けの支援として挙げられているとは思いますが、高齢者が再犯に至る理由のひとつとして経済的な理由が考えられ、その原因として、年齢が高くなると就労先が無いという問題がある。自分の知り合いにも、仕事があれば再犯に至らなかったと言う人がいる。秋田市として、そうした方を雇用する施設を運営していくという考えはないのか。

(事務局)

○確かに高齢者が労働に従事することは厳しい側面があり、必要に応じて介護系の福祉サービスが受けられるようにつなげていきたい。一方、65歳未満は就労先を確保することが重要であり、統計的にも仕事がないと再犯に至ってしまう傾向がある。秋田市としての計画において重点課題の最初に就労の問題を位置づけているので、今後手当していきたい。

(遠藤委員)

○先日、保護司の関係の会合に参加したところ、犯罪をした者等の多くが生活保護を受給していると聞いた。そうした方々が生活保護を受給しなければいけない状態を改善してほしい。私も犯罪をした者を雇用したことがあるが、周囲の従業員に噂話として犯罪歴が聞こえてくるようで、従業員が怖がり、また、本人も職場に居づらくなり就労が難しくなる。こうした問題について、秋田市としてどのような対策を練っているのか。逆に生活保護を受給していた方がよいのか。

(事務局)

○ご指摘のとおり、犯罪をした者等の中には、どうしても生活保護を受給する方が多い。秋田市では、生活保護の受給に至る前の段階で、就労先や住居の確保等の総合的な生活支援を担当する部署があるので、本人と一緒に支援計画を個別に立て、できるだけ一人一人に寄り添って支援していきたい。

(阿部委員)

○11ページの重点課題2で高齢者や障がい者等への支援が挙

げられているが、本人が社会福祉施設への入所を希望しないこととしてどのような理由があるのか。

- (事務局) ○矯正施設に入所している間に高齢者や障がい者向けの福祉施設の情報を伝えても、本人に入所する意思がないケースがあると伺っている。本人の希望なので難しい面はあるが、福祉サービスについての情報は丁寧に伝えていきたい。本計画の策定後も引き続きしっかりと対応したいと考えている。
- (阿部委員) ○どのような福祉サービスであれば、そうした方々に提供することができるか。
- (事務局) ○それぞれ事情はあると思うが、他人の手を借りずに自分で生活していきたいと希望することが原因の一つと考えられる。その場合であれば自立支援ということになるし、人によっては在宅の福祉サービスや、余裕があれば軽労働をする等、様々なかたちの支援が考えられる。
- (阿部委員) ○先ほど、就労先での従業員との関係の話があったが、例えばホームヘルパーや通所介護等の在宅サービスを利用する場合に、犯罪をした者等からサービスを利用したいと希望があった場合に、施設側は断ることができないのか。
- (事務局) ○個別の案件については、状況に応じて関係者と相談し、本人に適したサービスを検討していただければと考える。
- (白石委員) ○高齢者や障がい者の犯罪は比較的軽微なケースが多い。その一方で、情報不足や認知症あるいは知的な問題により福祉サービスの利用に至らないケースがあるので、検察庁として必要に応じ情報提供していきたい。
- (事務局) ○再犯に至る原因の一つとして、認知症が進行し判断力が乏しい中で何回も窃盗する事例や、知的障がいがあり同様に罪に対する判断が難しいケースがあると聞いている。そうした場合は、適切な福祉サービスにつなげたい。
- (畠山委員) ○保護観察所では仮釈放という制度の中で支援の期間が限られており、単独の支援ではどうしても再犯に至る可能性が高くなる。各機関と協力していきたい。満期出所ともなると、住居がない、身寄りもない、お金もない、仕事もない、といった状態で社会に出るため、どうしても再犯に至る傾向が強くなる。組織単体での支援には限度があることから、支援体制を横につなげていきたい。それが地域の安全安心につながる

ということをご理解いただきたい。

また、計画の策定にあたりお願いしたい点として、資料3の15ページからの重点4の民間協力者として保護司がいるが、なり手不足の問題を抱えている。県の再犯防止推進計画では県職員の退職者説明会等におけるパンフレットの配布を取組に加えていただいたので、市でも県と同様に対応してほしい。

(事務局)

○満期出所者が出所後に厳しい状況に置かれているとは聞いており、本人に対して息の長い支援が必要と考えている。一義的には福祉的な支援が必要であり、現行の取組みを体系づけて支援したい。保護司のなり手については、県を参考に課題を整理したい。

(阿部委員)

○無料低額宿泊所については今年の4月から基準について条例が施行されたが、これまで市に対して届出はあったか。

(事務局)

○今のところ把握していない。所管課に確認する。
※所管課の保護第一課に、分科会開催日時点で実績がないことを確認した。

(宇佐美委員)

○少年鑑別所では一般の成人からの相談にも対応しており、子どもの問題で親からの相談がある等、年齢層は幅広く対応できる。住居や就労の問題についての対応は難しいが、再犯に至らないように犯罪をした者等の心理や傾向等の対応についてアドバイスもできるので、活用してほしい。

(3) その他

(船木委員)

○議題を戻して申し訳ないが、資料1別添資料の18ページに成年後見制度の普及啓発とあるが、法人後見事業は今どのように進んでいるのか。

(事務局)

○法人後見については、秋田市社会福祉協議会が秋田市地域福祉アクションプラン2019の中で調査研究を進めることとして位置づけられており、計画期間の5か年でまとめられるものと理解している。取組みについては折に触れて市と連携して進めることとしており、進展があればこの場でも報告していく。

(以上)